

さいたま市監査委員告示第47号

さいたま市長から、別添のとおり令和3年度、令和5年度及び令和6年度の包括外部監査結果についての措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により告示する。

令和7年10月1日

さいたま市監査委員	井	山	剛	之
同	工	藤	道	弘
同	阪	本	克	己
同	金	井	康	博

包括外部監査の結果に基づく措置の状況（総括表）

（令和 7 年 9 月通知）

監査年度	特定の事件 （監査テーマ）	指摘・ 意見の別	対象	指摘事項等の件数	過去に措置状況を 通知した件数	今回措置状況を 通知する件数	対応中の件数
				A	B	C	A－B－C
令和 5 年度	消防事業の財務事務の執行 について	指摘事項	市長	3	3	0	0
			教育委員会	0	0	0	0
			計	3	3	0	0
		意見	市長	33	32	0	1
			教育委員会	0	0	0	0
			計	33	32	0	1

◆令和5年度包括外部監査

1/15

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P50	意見	トータルコスト を考慮した委託 先等の選定	機器等の設置（ハード面）後の保守修繕等（ソフト面）の契約が、特命 随意契約になることが想定される場合には、一般論として機器設置コスト が経済性に優れていたとしても、以降のソフト面のコストに競争性が働か ず、結果的にトータルコストが不経済になってしまう可能性もあるため、 ハード面とソフト面のトータルコストを考慮した入札となるよう、今後新 たなハード面の契約を発注する際の委託先の選定に際しては留意する必要 があると考えます。	消防局 総務部 消防施設課		済 （令和6年9月）	意見に基づき、今後新たな機器等 の設置（ハード面）を行う際には、 機器等の設置（ハード面）と保守修 繕等（ソフト面）のトータルコストを 考慮した入札となるよう、関係各課 と協議をしながら、委託先の選定に ついて留意することとしており、措 置済みである。
				消防局 予防部 予防課		済 （令和6年9月）	意見に基づき、今後新たな機器等 の設置（ハード面）を行う際には、 機器等の設置（ハード面）と保守修 繕等（ソフト面）のトータルコストを 考慮した入札となるよう、関係各課 と協議をしながら、委託先の選定に ついて留意することとしており、措 置済みである。
				消防局 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見に基づき、今後新たな機器等 の設置（ハード面）を行う際には、 機器等の設置（ハード面）と保守修 繕等（ソフト面）のトータルコストを 考慮した入札となるよう、関係各課 と協議をしながら、委託先の選定に ついて留意することとしており、措 置済みである。
P51	意見	競争入札の要否 を検討すべき随 意契約	「はしご付消防自動車オーバーホール」については、平成19年3月の消 防庁より発出された「消防用車両の安全基準」において、「はしご車の オーバーホールの実施者は製造者又はそれに準ずる整備施設、整備技術を 有する整備事業者とされている。」ことから、車両メーカーと特命随意契 約を行っている。 埼玉県内には購入先とは異なる車両メーカーの販売代理店も存在するな ど、安全基準に抵触しないと考えられる業者も存在することから、経済性 と事務の効率性の両面で競争入札とすべきかについて検討願いたい。	消防局 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見については、契約方法の選定 にあたり、経済性と事務の効率性の 両面を考慮したうえで、適正な判断 を行えるよう関係各課から指導を受 けており、法に基づき入札方法を決 定しているため、措置済みである。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P51	意見	一般競争入札の 要否を検討すべ き指名競争入札	「短靴の購入」の契約は、当初、指名競争入札として6業者選定して実施したが不調に終わり、その後一般競争入札に切り替え落札者が決定したが、一般競争入札の入札者3社は指名業者6社とは異なる業者であった。 指名業者が応札している実態から指名業者選定には問題がない外観が認められることに加えて、一般競争入札に切り替え後の他の業者が落札できていることから、予定価格についても不合理な価格設定ではなかったことが推察される。 しかしながら、結果論ではあるが、最初の指名競争入札で落札者が決定できなかった実態を踏まえ、今後の契約については、予定価格をより慎重に設定することや、今回一般競争入札に応札した業者を指名業者に含めるなど、指名競争入札のみで業者選定できるよう改善の余地がないかについて検討願いたい。	消防局 契約管理部 調達課		済 (令和6年9月)	意見に関しては、調達する物品の特性に応じ、さいたま市物品納入等業者選定基準要綱に基づき、総合的に判断して、適切な業者選定や入札を引き続き行っていくこととしており、措置済みである。
				消防局 総務部 消防企画課		済 (令和6年9月)	意見については、引き続き、適正な市場価格の把握に努めるとともに、取引の実例価格及び今後の価格の動向等を留意した上で予定価格を算定することとしており、措置済みである。
P52	意見	実質的な競争原 理が働いていな い可能性のある 入札について	一般競争入札の目的の一つとして、競争性や経済性を確保することがある。しかしながら、「さいたま市防災センター庁舎清掃業務」、「岩槻消防署笹久保出張所中規模修繕（機械設備）工事」、「さいたま市北消防署仮設建物賃借」、「先端屈折式はしご付消防自動車（30m級）」、「さいたま市消防局 X線透過装置賃借（令和4年度分）」の案件は、入札不調であるか、1者しか入札がなく、最終的に随意契約となるなど、適正な競争性や経済性が確保できずに契約に至っているのではないかと誤解を招きかねない状況となっている。 担当者へ質問の結果、近年の為替変動や原材料の高騰等に伴う急激なコスト高を適時に予定価格に反映することが難しいことや、専門性の高い物品であるため応札できる企業数が多くはないなど、やむを得ない事情により1者入札となっており、各契約手続上の明らかな不備は認められなかった。また、一般競争入札における資格要件として、さいたま市内に本店所在地を基本条件としつつ、契約内容によっては、市内で応札できそうな業者の有無等も確認するなどして、支店要件を追記するなど、弾力的に条件緩和もしつつ競争性が担保できるような配慮は行っており、1者入札等、競争性や経済性が確保できていない外観を解消すべく努力している状況も認められた。 しかしながら、一般市民の目線には、結果的に複数者が参加する一般競争入札よりも、競争性や経済性の確保が不十分であると見えてしまう外観を呈している事実が存在していることから、引き続き、競争性や経済性を確保した入札結果が得られるよう、予定価格の設定や入札条件等を検討願いたい。	消防局 総務部 消防施設課		済 (令和6年9月)	意見に基づき、競争性や経済性の確保が十分にできるよう、他工事等の発注状況を注視していくとともに、複数者が参加する一般競争入札が行えるよう、予定価格や入札条件、入札時期等を設定することとしており、措置済みである。
				消防局 予防部 予防課		済 (令和6年9月)	意見に基づき、今後新たな機器等の入札を行う際には、競争性や経済性を確保した入札結果が得られるよう、入札条件である入札参加資格を広く設定することとしており、措置済みである。
				消防局 警防部 警防課		済 (令和6年9月)	意見に基づき、今後新たな機器等の入札を行う際には、競争性や経済性を確保した入札結果が得られるよう仕様書や参加条件の見直しを行うこととしており、措置済みである。

◆令和５年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和７年９月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P53	意見	再委託について	「さいたま市防災展示ホール保守管理業務」の契約は、実質的な保守点検業務及び保守点検報告書の作成について委託先が再委託を行っている契約である。 当該再委託は、業務委託契約書の条項に基づき行われている。 事前に市の同意を得る必要がある点については、口頭で行っているとのことであるが、適切な事務執行を行っている証跡として、4項の通知の請求を含めて書面にて残すことが望ましいと考える。	消防局 予防部 予防課		済 (令和6年9月)	意見に基づき、保守点検業務及び保守点検報告書の作成について再委託が行われる際は、書面にて事務を執行することとしており、措置済みである。
P55	結果	添付された備品票と重要備品一覧の不整合について（救急課）	救急課で管理している重要備品について現物を実査したところ、現物に添付された備品票の内容と重要備品一覧の情報に不整合が識別された。 品名について、備品票は限られた範囲内で設定する必要があるため、重要備品一覧の品名と仕様を組み合わせたものを備品票の品名としている。しかしながら、取得年月日は事実に基づくものであり、双方が相違することは想定されない。 当該不整合は、平成29年度に導入された現在使用しているシステムの導入前は重要備品一覧とは、別に備品票を所管各課で作成することとなっていたため、備品票の作成の際に入力を誤ったものと考えられる。 備品票は現物と台帳を紐づけに重要な情報であり、備品番号は一致しているものの、他の情報に不整合があると現物管理が煩雑となることもあるため、重要備品一覧と備品票の情報は整合させる必要がある。また、今回のような不整合については、本来、毎年度実施する現物確認の際に識別され、修正されることが望まれる。	消防局 警防部 救急課		済 (令和6年9月)	指摘事項に関しては、令和6年3月に全ての重要備品について現状調査を行い、重要備品一覧と備品票の情報を整合させ、正しい備品票の貼付を確認したため、措置済みである。 今後は、毎年度実施する現物確認の際に管理の徹底を行う。
P56	意見	消防車両及び資機材の管理について（警防課）	実地監査を実施した消防署において、物品管理に関して視察をした際に、備品台帳と紐づけられる備品票は車体本体にのみ添付されていた。車両を更新し、使用しなくなった車両を処分する際に、原則、車両に積載されている資機材も一括に処分されている。一方で、警防課の判断のもと継続使用できると判断された資機材に関して、新たに物品台帳に登録され消防署所にて使用されるケースがある。この場合の、備品票の添付などの管理方法について、警防課ではルールを定めているものの、消防署所に対する取扱いの周知や管理の徹底ができていない状況にあった。 消防・救急現場では、緊急性を要することから、車両に積載される資機材の一つ一つに対して備品票を添付するなど、厳格な管理対応を求めることは現実的ではない一方で、車両処分後、継続使用備品に対する物品管理については、警防課において統一した管理方法を定め、消防署所に周知徹底するなどにより、消防署所で統一した管理対応を構築するように整えていくことが望まれる。また、重要備品として重要備品一覧に載せる場合は、取得価格等をいくらにするかの問題も生じるが、重要備品になりそうな車載機器等については、新車を重要備品一覧に記載する際に、見積書をもとにあらかじめ重要備品候補品等として備考欄に付記しておくことなどが考えられる。	消防局 警防部 警防課		済 (令和6年9月)	意見に基づき、令和6年4月の配当予算説明会において、備品票の管理方法について各消防署所へ周知徹底を図った。今後も、消防車の入替の際に通知を発送することで、周知徹底を図り、適正な物品台帳の管理を行う。 また、継続使用備品を重要備品一覧へ掲載するにあたり、取得価格については、納車時の資機材一覧表などを基に記載することとしており、措置済みである。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P57	意見	旧中央消防署跡地の所管について （消防施設課）	令和3年12月に中央消防署は現在地（中央区下落合4-13-10）に移転し供用開始されており、旧中央消防署の跡地（所在地：中央区下落合5-145-4外1筆、敷地面積：1934.29㎡）は未利用地となっているが、今後の利活用の方針が未決定であることもあり、消防施設課の所管となっている。 未利用地の今後の用途は利用可能性のある複数課で現在検討中とのことであるが、消防局での利用予定はなく、また、売却等の処分予定もないとのことである。 未利用地を有効活用するための検討に一定の時間を要することは理解できるが、消防局として利用予定のない未利用地を所管し続けている現況は望ましくない。 次の用途が決まるまでの間は、公有財産の管理、活用、処分及び公共施設マネジメントに関する事務を行っている資産経営課に所管替えをするなど、実態に応じた管理部署に変更する必要があると考える。	消防局 総務部		済 （令和6年9月）	意見に基づき、令和6年2月に資産経営課及び中央区再編事業を所管するまちづくり総務課と協議を行った結果、再編事業における所管部署が明確となる令和7年10月頃に所管替える見通しである。なお、当該地を早期に利用する部署があれば速やかに移管処理を行うこととしており、措置済みである。
P58	意見	時間外勤務を含む勤怠のシステム管理について （消防職員課）	時間外勤務管理簿は月次で時間外勤務時間を集計しシステム登録する元となる資料であり、時間外勤務手当の金額の根拠資料となることから、時間外勤務管理簿の正確性は手当支給に影響を及ぼす重要な情報である。 しかしながら、時間外勤務実績については、日々の時間外勤務管理簿に基づく課長等による目視での確認にとどまっており、実際の退勤時間との比較などは実施されていない状況にある。このような状況では、例えば課長等が不在の際などに架空の時間外勤務を申請されたようなケースでは不適切な時間外申請を発見できない可能性が高まると考えられる。 市では令和5年10月から日々の勤怠管理についてシステムが導入され、システム上で日々の出退勤が記録できることとなっている。そのため日々又は月次でシステム上で管理されている退勤時間と時間外勤務報告との対比を行うなどの確認体制を整備し、運用することで勤務時間をより適切に管理していくことが望まれる。	消防局 総務部 消防職員課		済 （令和6年9月）	意見に関しては、令和5年10月より導入された庶務事務システムにより、所属長が時間外勤務実績の決裁時に退勤時間の確認を行うなどの確認体制を整備し、運用することで勤務時間を適切に管理することとしており、措置済みである。
P58	意見	特殊勤務手当の管理方法の統一化について （消防職員課・警防課）	特殊勤務実績簿は手当の支給の元となる情報であり、その正確性（活動記録との整合性）を確保することは重要である。 そのため、特殊勤務実績簿の正確性について、「さいたま市警防規程」に様式の定めのある小隊別消防活動報告書との整合性を確認することとしつつ、どの項目の整合性を確認するか定めることで、消防局主導による特殊勤務手当管理簿の正確性確保を図ることが望まれる。 なお、令和5年10月より段階的に庶務事務システムが導入され、特殊勤務実績簿は段階的に廃止され、システム上で日々申請と承認が行われることとなったが、小隊別消防活動報告書の内容が情報管理システムに入力され、データ蓄積されている状況にあるのであれば、将来的には、庶務事務システムと情報管理システムのデータ上での自動マッチングにより正確性・整合性のチェックを行うなどにより、消防署員の事務的な負荷軽減につなげることも望まれる。	消防局 総務部 消防職員課 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見に関して、特殊勤務実績簿については、令和5年10月より庶務事務システム上で管理運用しており、小隊別消防活動報告書との整合性は、庶務事務システム上で管理運用することで正確性を確保している。庶務事務システムと情報管理システムのデータ上での自動マッチングによる正確性・整合性のチェックについては、様々な手当や勤務形態があり連携が困難であること及びシステム改修による費用対効果を踏まえると困難であることから、現状のとおりとす。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P60	意見	消防分団が購入する物品の取扱いについて （消防団活躍推進室）	消防分団の収支実績報告書を閲覧したところ、以下の購入実績が認められた。 ・掃除機、清掃用具 ・ポータブル電源、ソーラーパネル ・充電式保冷温庫 ・高圧洗浄機、ガンタイプノズル ・テレビ 上記物品は、消防分団の車庫や詰所で使用するものであり、交付要綱の交付対象経費に抵触するものではないものの、利用の頻度にもよるが、短期間で費消される消耗品ではなく、一定期間の使用に耐えることのできる比較的高額な物品である。市は、2万円以上の物品の購入に際しては消防分団より説明を受けたうえで購入の可否の判断を行うなどの実務上の運用を行っている。 一方、購入時には用途を確認しているものの、購入後の実際の利用状況までは完全に把握できていないことから、一般論として、これらの物品は、私的利用が可能であり、また、消防団活動として使用したのか私的に利用したのかを市として確認するすべもなく、不適切な使用の可能性を想起させる外観を呈している。 この点、他団体では、物品の購入には金額制限を設ける、あるいは、団本部で備品として購入し備品台帳で管理することとしている事例もあることも踏まえ、消防分団における物品購入に関する市としてのチェック機能として、以下の必要性を検討願いたい。 ✓ 上述した2万円以上の物品の購入に関しては、備品として扱うかを含め、事務手続、処理方法等を作成し、内容を文書記録として残す。 ✓ 上記に加えて、以下のチェックを強化する。 ・各分団の支出内容について、特に物品の購入や修繕など、通常頻繁な支出が想定されない支出項目について、経年推移で比較分析する。 ・会議・研修費、消耗品費、通信費、備品購入費の各支出項目について分団間の支出内容を比較分析する。 ・当初予算と大幅に乖離する支出実績について乖離要因を把握する。 なお、現在66ある分団について、上述したリスクと事務の効率化を比較衡量し、毎年全件チェックを行うのか、あるいはローテーションでチェックを行うのか、又は、リスクの高いと考えられる分団にフォーカスしてチェックを行うのかについても考慮する必要があると考える。	消防局 総務部 消防団活躍 推進室		済 （令和6年9月）	意見について、物品の管理については、消防団物品管理マニュアルに基づき、各分団において運営費交付金で購入した備品に相当する物品は台帳により管理するとともに、半年ごとに点検表による報告を求めている。備品等の通常頻繁な支出が想定されない支出項目の経年推移についても、物品管理台帳にて管理されている。 なお、運営費交付金は、地域の実情に応じて様々な役割を担っている消防団の活性化と円滑な運営を図ることを目的としているため、分団ごとに交付手続を行っており、交付申請書に添付される予算書を審査し、交付の適否を決定している。また、運営費交付金実績報告書の審査の際に予算と大幅に乖離が認められる場合は、事業報告書の内容と併せて、聞き取りにより内容の確認を行っている。 以上のことから、現状のとおりとし、引き続き適正に事務を行う。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P62	意見	保有資格の状況 確認について （消防職員課）	市では、毎年度消防職員の資格の保有状況について、消防年報に記載している。 これらの資格について、取得や失効の際に職員から申請を受けることとされており、市として毎年度、資格の保有状況について積極的な確認作業は行っていない。ただし、業務で使用している資格に関しては各所属で保有状況を確認しているとのことである。 この点、記載している資格の中には、大型自動車運転免許や1・2級小型船舶操縦士といった更新を要する資格もあり、失効しているにも関わらず、職員からの失効の申請が漏れていた場合、法令違反（資格偽装）となり、資格取得者が消防年報に過大に表示されてしまうおそれがある。また、所属レベルでの資格保有状況の確認についても、具体的に確認方法や確認項目が示されているわけではないため、確認記録等が定型的に保管されているわけではない。 消防年報はホームページ上にも公表されている公開情報でもあることから、資格の保有状況についても正確性を確保するとともに、人事異動の判断材料としても使用することができるように資格の保有状況については定期的に網羅的な確認を行うことが望まれる。	消防局 総務部 消防職員課		済 （令和6年9月）	意見に基づき、資格の保有状況について正確性を確保するため、令和6年5月に各所属長へ保有状況の確認通知を発出し、周知徹底を図った。 今後も、定期的に確認を行い、適正な管理を行うこととしており、措置済みである。
P62	結果	日常点検表の 日次チェック漏れ について （警防課）	日々各消防署所において、日常点検表に基づく点検を実施し、その記録を残していない場合、点検が形骸化し、車両の不備が発見できない可能性が高まり、適時の救急活動に支障をきたすおそれがあると考えられる。 そのため、機関員は日常点検表に基づき車両点検を行い、適時・適切に記録するとともに、チェック漏れがないか車両責任者が日々確認するという運用を徹底することが望まれる。	消防局 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見については、毎日の車両責任者のチェックをはじめ、毎月の車両管理者及び整備管理者によるトリプルチェックを徹底することとしているが、令和6年5月に改めて運用について周知徹底しており、措置済みである。
P63	意見	システム保守業者との連絡表の 進捗管理について （指令課）	令和4年度のシステム連絡表を閲覧したところ、中間報告まで行われているものの、完了報告がされていない状況が識別された。 市へヒアリングしたところ、対象となっている液晶の修繕は完了しているものの、保守業者が完了報告書の提出を失念していたとのことだった。保守業者とは定期的にシステム連絡表の進捗に関する打合せを行っているが、当該案件については、確認が徹底されておらず、完了報告書の提出が遅れたものと説明を受けた。 システム連絡表は不具合への対応状況を管理するものであり、その進捗が適切に管理されないと、保守対応が遅延しシステム運用に支障が生じ、救急活動に支障をきたすおそれがある。 そのため、システム連絡表については適切に運用する必要がある、発生から3か月ごとに未了の案件について、個別に定期的な打合せで状況を確認するなど、対応の遅延が発生しない体制を整備することが望まれる。また、システム連絡表に作業完了予定日を記載し、当日付を超過した場合には個別に状況確認することができるようにするなど、様式の見直しを合わせて行うことが望まれる。	消防局 警防部 指令課		済 （令和6年9月）	意見に基づき、令和5年12月に様式の見直しを行い、「採番表様式」に作業完了予定日を追加して背景を変色することで期日超過を明瞭化した。 今後は、新様式を使用するとともに、未了の案件については、個別に状況確認を行うなどチェック体制を強化することとしており、措置済みである。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P64	意見	源泉徴収漏れの再発防止策について （消防団活躍推進室）	消防団員の報酬は、費用弁償である部分については課税しなくて差し支えないとされており、源泉徴収票の支払金額欄には非課税部分を除いた金額を記載する必要があるが、非課税部分を含めた金額を記載していたことが令和5年3月に判明している。 なお、年額報酬5万円以下の消防団員には影響はないものの、年額報酬5万円を超える消防団員については源泉徴収税額に不足が生じる事態が発生している。 消防局において、源泉徴収票作成事務の根拠となる所得税基本通達を再確認し、必要に応じてさいたま市消防団条例やマニュアルを見直すなど、担当者が適正に事務の実施ができること及び承認者が適切に判断し、承認ができる体制を整備し、誤記載の防止を徹底することとしている。 今後、税制改正について、例えば、担当者が総務省消防庁の通知、ホームページでの公表資料などで動向把握に努めるとともに、前述の体制を適切に運用することが望まれる。	消防局 総務部 消防団活躍 推進室		済 （令和6年9月）	意見に関しては、令和6年4月に所属内研修を実施し、消防団員への年額報酬支払業務を行う際は、現行法令や根拠規定、関連する通達の統廃合や変更などを確認するとともに、決裁時においては、根拠資料を添付することを周知徹底した。 担当者及び承認者が適切に判断し、事務の適正な執行ができる体制を整備しており、措置済みである。
P65	結果	査察に関する進捗管理の徹底について （査察指導課）	浦和消防署で令和4年度の査察に関する業務管理表を確認したところ、「改善計画提出予定日」を超過しているにも関わらず、その後の進捗が入力されていない案件があり、査察指導記録一覧の内容を確認したところ、以下の不備が識別された。 A 令和5年3月20日に改善完了しているにも関わらず、業務管理表上日付の入力が漏れていた。 B 令和5年3月25日に進捗状況確認の連絡を取っている。当初提出予定日から約1年間特段の対応が取られていなかった。 査察にて、改善が必要と認められた建築物は火災等の危険があるものであり、適切に改善が行われる必要がある。そのため、消防局より「引継基準」にて違反処理移行までのフローを定めている。当該フローでは未報告のまま1か月を経過した場合には違反処理に移行することとされている。そのため、今回識別された不備のうち、Bについては本来違反処理に移行すべきものであり、必要な処理が行われていなかったこととなる。 これは、進捗管理表の様式や引継基準は消防局から示しているものの、実際の運用は各消防署に任されており、進捗管理表の現場レベルでの管理が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。 以上より、今後、各消防署における進捗管理表による管理及び、「引継基準」の徹底を周知するとともに、進捗管理表について月次で各消防署でチェックすべき事項等を消防局より示すことですべての消防署で統一的な管理ができるような体制を整備することが望まれる。また、現状の進捗管理表は提出予定日や報告日を管理する形式となっており、各消防署で次のアクションを起こす日付などは入力できない形となっている。進捗管理表の様式についても、PDCAが回しやすいよう次回作業予定日を入力できるようにするなどの見直しをすることが望まれる。	消防局 予防部 査察指導課		済 （令和6年9月）	指摘事項に基づき、令和6年2月26日に発出した令和6年度年間査察計画の策定通知において、進捗管理表の様式や引継基準の周知徹底を図った。 また、令和6年4月にさいたま市火災予防査察規程事務処理要綱を改正し、引継基準や管理方法を定めることで、各消防署における進捗管理及び引継基準の運用について明確化した。併せて、未是正状況等の管理のため、進捗管理表の様式の見直しを行い、引継ぎの状況について報告する項目を追加し、四半期報告において報告することとした。 さらに、月次で各消防署でチェックすべき事項等を消防局より示すことですべての消防署で統一的な管理ができるような体制を整備しており、措置済みである。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P66	意見	定期的な消防局 による進捗のモ ニタリングにつ いて （査察指導課）	各消防署で実施している査察の進捗に関して、毎月査察指導課でシステムから未是正対象物一覧を出力し、各消防署に回付している。しかしながら、当該未是正対象物一覧について各消防署での具体的な確認事項や活用方法は定められておらず、各消防署の判断で使用している状況になっている。そのため、上述結果3で記載した対応が遅れた物件も未是正対象物一覧に記載があったものの各消防署でフォローはされていないという状況にある。 このような状況を改善するため、査察指導課より提供した未是正対象物一覧を活用し、未是正対象物一覧上の各ステータスで具体的に各消防署でどのようなアクションを起こすか定めるとともに、それらのアクションが適切に行われたかを査察指導課からもモニタリングすることが望まれる。 また、現状のシステムには、消防局が把握する市内すべての防火対象物の情報（敷地・棟・テナント情報を含む）が集約されており、防火対象物ごとに査察結果、指導内容等の詳細が記録されているものの、複数の防火対象物の情報を一覧表示できる機能がなく、システムだけでは年間査察計画の対象としている複数の査察対象物の指導状況を確認できない状況にある。そのため、各消防署では査察の進捗状況についてExcelでの管理が必要となっており、システムとExcelの統一性を保つための事務も生じている状況にある。今後、システム改修の際に現在Excelで管理している情報をシステム上で対応できるようにすることで、各消防署の事務処理負担を軽減するとともに、消防局と各消防署の情報共有をシステムのみで完結することで、消防局のモニタリングの効率化を図ることが望まれる。	消防局 予防部 査察指導課		済 （令和6年9月）	意見については、令和6年度から毎月の未是正対象物一覧に加えて、四半期ごとに報告される業務管理表により、モニタリングを実施し、引継基準に関する項目の入力内容に不備がある場合は、各消防署に対し、進捗管理の徹底を指導することとしており、措置済みである。 なお、システムによる進捗管理機能の追加については、次回システム改修時に組み込めるよう必要に応じて関係課と調整を行うこととする。
P68	意見	消防団員の入団 時の確認手続に ついて （消防団活躍推 進室）	現時点においてさいたま市暴力団排除条例に反すると思われる事案は発生していないものの、今後の入団手続においては確認する手続を明文化するとともに宣誓書といった書類の提出を求めることの要否を検討願いたい。	消防局 総務部 消防団活躍 推進室		済 （令和6年9月）	入団時における確認手続きを消防団事務マニュアルに明記するとともに、入団時の提出書類にさいたま市暴力団排除条例に関する申告事項を設けることとした。
P69	意見	車両運行日誌に ついて （警防課）	運行日誌は、道路交通法施行規則、さいたま市消防局車両管理規程により作成が求められているが、その保管方法には定めがなく、紙でも電子データでもよいとされている。 今回、監査人が実地監査を行った4つの消防署では、いずれも紙書類として作成し保管されていた。 ペーパーレス化や事務の効率化が求められる昨今の状況や、事後的なデータの検索可能性を容易にする観点からも、極力データ保管に統一することが望ましいと考える。 なお、令和5年10月よりExcelデータとして作成し保管する運用としているが、データ保管とする場合は、データの改ざんなどを防止する観点から、編集履歴を残せるようにするなど工夫が必要である。 また、さらに進んで、現在使用している「情報管理システム」で一括管理できないかについても検討願いたい。	消防局 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見については、令和6年10月を目途に全消防署所においてExcelデータとして作成し、保管する運用に切り替える予定である。なお、データの改ざん防止については、各所属において規則及びファイリングシステムに基づき文書管理がなされており、措置済みである。 また、情報管理システムによる一括管理については、次期システム改修時に組み込めるよう必要に応じて関係課と調整を行うこととする。

◆令和5年度包括外部監査

9/15

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P71	意見	救急車両等への ETCの設置につ いて （警防課）	現状、市では高速自動車道路の利用により時間短縮を図ることが検討されている状況にはないが、令和4年度以降に新車として調達している消防車については、仕様書にETCを搭載することを盛り込んでいる。 上記のとおり、ETCカードの利用は、円滑な消防活動や救急活動に資する可能性が高く、市においても、時間短縮のための一つの手段になりえると考えられる。一方で、ETCカードの私的利用などの不適切利用の防止等の管理を徹底する必要があるため、ETCカードの利用実績を随時第三者がチェックするなどの事務負担を要することになる。 ETCカードを利用する局面の頻度と利用による救急活動の円滑化、そして、ETCカードの管理事務負担等を総合的に勘案し、ETCカードの利用の要否について検討願いたい。	消防局 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見に関して、高速自動車道路の利用については、高速道路を所管する事業者と消防機関による協議会を通じて、情報交換や災害対応訓練を定期的に行っている状況である。また、緊急走行時における高速道路の通行については、当該協議会を通じて活動に遅滞が無いように連携しており、一般レーンの通行により無料となる仕組みとなっていることから、現状のとおりとする。 なお、今後、首都高速道路が全料金所ETC専用化される予定であることから、令和4年度以降に新車として調達している車両についてはETCを搭載することとしている。緊急走行時におけるETCカードの利用については、当該協議会において検討されるため、引き続き連携を強化していく。
P72	意見	救急車両等への ETCの設置につ いて （警防課）	頻度は必ずしも多くはないものの、訓練等で複数台の消防車両が県外に移動する場合において、ETCカードの利用（この場合は緊急出動には該当しないため有料）は、高速道路利用料金を現金として持参するために係る事務手続の軽減や、多額の現金を訓練参加者が保有することのリスク軽減のためにも有効であることが考えられるため、上記と合わせて検討願いたい。	消防局 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見に関しては、現時点でETCを搭載する車両が少ないこと、訓練等で県外に移動する頻度が年1回程度であることから、現状のとおりとする。なお、現金保有のリスク対策としては、担当課にて管理徹底することとしている。 今後、ETC搭載車両の整備状況や利用頻度等を勘案し、必要に応じてETCカードの利用について関係課等と調整する。

◆令和5年度包括外部監査

10/15

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P72	意見	消防同意事務に係る人員について （査察指導課）	消防同意件数が多い都市は局と署で消防同意事務を行っており、担当者数が多い傾向が見受けられる。 消防同意件数に対して、担当者数が少ない場合、1人あたりの負担が大きくなり、相対的に1件にかかる時間が制限されることから、処理誤りなどの問題が生じる可能性が高まると考えられる。 そのため、他の政令市も参考にしつつ、1人あたり処理件数を減少させる取組を検討することが望まれる。	消防局 予防部 査察指導課		済 （令和7年3月）	意見に基づき、消防同意事務に係る職員1人当たりの処理件数の軽減を図るための事務体制強化について、局内検討会に付議した。 その結果、専門的に消防同意事務を行うことができる職員の育成や人員配置といった課題があるが、これらの課題は組織体制の見直し等が必要なことから、すぐに改善することが難しいため、まずは業務の効率化を目的に審査用PCモニターの配備や事前協議のオンライン化を進め職員の負担軽減を図った。 併せて、処理件数を減少させる取組は引き続き検討していくことから、措置済みである。
P73	意見	消防同意事務の効率化に向けた職務分担について （査察指導課）	市では消防同意に関する事務を消防局で実施している。一方で同意後の各種届出や完成検査は各消防署で実施することから、消防同意を担当する消防局職員がそれまでの指導記録等を管轄各消防署へ引き継ぐ体制となっている。 他の政令市では、消防局だけではなく、各消防署でも消防同意事務を行っている事例もあることから、より効率的な指導体制を整備することが望まれる。	消防局 予防部 査察指導課		済 （令和7年3月）	意見に基づき、消防同意事務に係る職員1人当たりの処理件数の軽減を図るための事務体制強化について、局内検討会に付議した。 その結果、専門的に消防同意事務を行うことができる職員の育成や人員配置といった課題があるが、これらの課題は組織体制の見直し等が必要なことから、すぐに改善することが難しいため、まずは業務の効率化を目的に審査用PCモニターの配備や事前協議のオンライン化を進め職員の負担軽減を図った。 併せて、処理件数を減少させる取組は引き続き検討していくことから、措置済みである。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P73	意見	消防同意の指導 あり件数減少に 向けた取組みに ついて （査察指導課）	消防同意については、約半数が「指導あり」となっている。 市では、このような状況に対応するため、ホームページ上で「消防用設備等に関する審査基準」や「消防同意審査時によくある指摘事項について」を公表している。しかしながら、上記のとおり申請の約半数が指導ありとなっており、その指導に係る事務負担も大きくなっているものと推定される。 そのため、申請書類の内容に関して、よくある指摘事項などがなくない確認するためのチェックリストを作成し申請前の自己点検体制を整備する、一定の入力をする事で最低限必要な情報が自動入力されるような申請書類作成支援ツールを導入するなど、指導あり件数減少に向けた体制を整備することが望まれる。	消防局 予防部 査察指導課		済 （令和6年9月）	意見に関して、消防同意の対象となる建築物等は、用途、高さ、面積等、多種多様な種類が存在し、その種類ごとに消防同意に関する審査内容や審査基準が異なる。そのため、チェックリストの作成が、より複雑化してしまう懸念があること、また、申請書類作成支援ツールの導入が困難であることから、現状のとおりとする。 なお、ホームページで公表している「消防同意審査時によくある指摘事項について」は、令和6年10月までに、より分かりやすい内容に更新する予定である。
P76	意見	さいたま市防災 展示ホールの運 営事務について （予防課）	現在、防災展示ホールの運営は市の再任用職員（消防職員0B）により、市の直営で行われている。この点について、過去に、指定管理制度の採用や委託契約への切り替えを検討した経緯の有無について担当者に質問したところ、「検討した経緯はあるが、消防職員0Bが運営に携わることで、消防に関する高い知見を有した者が来館者への対応を行うことで、より住民への防災意識に対する広報活動としては有効であるとの判断のもと、現在の運営方法を維持してきた。」との回答を得た。 回答内容は十分理解できるが、経済性の観点での定量的な検討が不足していると感じた。入館料が無料であることから、一般論として、仮に指定管理者制度を採用した場合でも、企業努力による成果を得られる余地に乏しいという難しさもあるが、サウンディング調査を行うなど、指定管理者制度導入の余地がないかについて検討することが望ましいと考える。 なお、本意見は、直ちに指定管理者制度を採用すべきとの結論ではなく、市の考える消防職員0Bが運営に携わることによるメリットに加えて、上記で監査人が試算したコストをより精緻に積算したコストと指定管理者制度や委託化によるコストとの比較結果も踏まえて、防災展示ホールの運営の在り方について検討する必要性について述べているものである。	消防局 予防部 予防課		済 （令和6年9月）	意見については、再任用職員等の消防に関する高い知見を有した者による住民への指導が有効と考えることから、措置を講じないことが適当と考え、現状のとおりとする。
P78	意見	全国消防救助技 術大会について （警防課）	技術大会への参加はあくまでも本人の希望であり、消防局として参加を強制することや促している実態はなく、参加者本人の熱意と意欲に基づいている。令和4年度においては、救急隊員300人のうち2人（令和4年4月1日現在）が技術大会へ参加しているとのことであり、必ずしも大勢を占めるものではないが、技術大会への参加の意義や本人の熱意も勘案しつつ、ひっ迫する救急体制を少しでも緩和し、健全な状態で救急現場に対応できる人材を確保するためにも、年度ごとに参加者を絞り込む必要性などの検討プロセスがあってもよいのではないかと考える。	消防局 警防部 警防課		済 （令和6年9月）	意見に関して、技術大会への参加はあくまでも本人の希望であり、参加者本人の熱意と意欲に基づいている。その中で、訓練隊員の労務負担軽減や疲労による怪我防止のため、訓練期間毎に休養日を設け気力や体力の回復に努めている。 また、安全担当者や種目別技術指導員を中心に、訓練隊員の体調や疲労度に十分配慮し、訓練実施の可否を判断するなど事故防止の徹底を図っているため、現状のとおりとする。

◆令和５年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和７年９月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P80	意見	消防音楽隊の在り方について （消防総務課）	さいたま市消防音楽隊は、消防行政の広報等を目的に活動を行っている。消防音楽隊は音楽を専門とする組織ではなく、通常の消防業務も兼務している職員を中心に構成されている。そのため、通常の消防業務の合間を縫って消防音楽隊の訓練を行っている。なお、場合によっては非番、週休の時間に行われるケースもあり、消防音楽隊の訓練は時間外勤務が前提となっている。そのため、消防職員の時間的負担、消防局としての金銭的負担が消防音楽隊の活動に伴い発生している。 そのほか、通常の消防業務も兼務する職員以外にも会計年度任用職員も採用しており、技術的な部分における音楽隊としての活動維持の観点では会計年度任用職員に大きく依存している状況にある。 消防音楽隊については定期的な出場等を通してさいたま市民に支持されている存在といえるが、楽器の維持費や消防職員及び会計年度任用職員を含めた人員確保等を踏まえると今後、現状の予算以上に資金が必要になる可能性がある。 また、会計年度任用職員が消防音楽隊の多くを占めていた大阪市や、京都市消防カラーガード隊として活動があった京都市では活動を終了しており、消防行政の広報活動についてはSNS等を中心とした情報発信へシフトしている。その他の市でも消防音楽隊の存続の可否に関して費用対効果、人員確保の観点等から様々な議論が行われており、さいたま市においても今後の在り方について議論を行っていく必要がある。	消防局 総務部 消防総務課		済 （令和6年9月）	消防音楽隊は、「市民と消防を結ぶ音の架け橋」として、市民に身近な音楽を通じて広く消防行政について広報を行っており、市民の防火・防災意識の高揚を図る役割を担っている。また、例年30件前後の出場依頼を受けていることから、市民から一定のニーズを得ており、消防行政に対する親しみと理解を深めているものと評価する。 消防音楽隊が活動するにあたり、一定程度、会計年度任用職員に頼らざるを得ない部分がある。しかしながら、会計年度任用職員による適切な技術指導を行うことや、趣向を凝らした演奏パフォーマンスを行うことで、消防職員の時間的負担や技術的問題が軽減し、市民の満足度や費用対効果が更に高まるものと考えられる。 また、出場における勤務時間や訓練参加要件について見直しを行い、音楽隊員のワークライフバランスに考慮し、人員確保に努めるなど、より良い消防音楽隊の在り方について継続して議論を行っていくこととしており、措置済みである。 なお、広報の手法（SNSの活用、DX化等）についても、検討の余地があると考えており、継続して議論を行っていく所存である。
P81	意見	消防音楽隊の在り方について （消防総務課）	消防音楽隊のうち会計年度任用職員については月次で出勤簿を消防総務課にて入手し、報酬支払の決裁を行っている。今後、勤怠管理の効率化のために、全庁的には勤怠システムが導入され、段階的に紙の勤怠管理簿は廃止される方向であるものの、消防音楽隊の会計年度任用職員については勤怠システム利用の予定はないとのことである。現状は月次で消防総務課職員が消防音楽隊の訓練場所である大宮消防署に往査し、紙で管理している出勤簿を入手しているが、今後勤怠システム導入の対象外となる場合にはExcel形式での作成及び消防総務課への提出とするなど、月次での消防総務課職員による出勤簿の取得について効率的な運用とすることが望まれる。	消防局 総務部 消防総務課		済 （令和6年9月）	意見に基づき、会計年度任用職員の出勤簿の提出について、令和6年5月に電子化した方法へ変更しており、措置済みである。 なお、勤怠システム導入については、会計年度任用職員のため対象外である。

◆令和5年度包括外部監査

13/15

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P83	意見	消防団員の増員 について （消防団活躍推 進室）	広報の方法について現在はチラシに依っているが、様々な媒体で紹介等 を行い、特に若年層を中心に消防団の認知度向上、必要性、重要性の理解 を深めることで入団を促す必要がある。「さいたま市消防団充実強化計 画」に記載のとおり令和3年に実施した「市民意識調査」約43%が消防団 の「存在を知らない」と回答しており、今後、「市民意識調査」の回答に おける消防団認知度についてKPI（重要業績評価指標）を設定し、改善を 図ることが望まれる。 また、入団手続についてオンラインの手続も選択肢として設けるなど、 若年層にとって入団手続の簡素化を図ることも一案と考えられる。	消防局 総務部 消防団活躍 推進室		済 （令和6年9月）	消防団の認知度向上や理解促進を 目的とし、チラシのほか、集客イベ ントでの啓発ブース出展、ホーム ページやデジタルサイネージ等を活 用した広報活動を実施している。特 に若年層に対しては、小中学校の児 童やその保護者を対象としたリーフ レットの配布や、SNS等を活用するな ど、様々な手段を用いた広報活動 を実施している。また、自治会や自主 防災組織、企業等との連携により広 報手段の改善を図っているところ である。 市民意識調査による消防団認知度 の調査については、「さいたま市消 防団充実強化計画」の改定に併せて 概ね5年に1回実施しているもので あり、随時検証をすることができな いことから、KPIは設定しない が、引き続き自治会等と連携しなが ら、改善を図っていくこととした。 また、入団手続のオンライン化 については、他都市の事例を参考に しながらその具体的手法などについ て検討し、入団手続の簡素化を 図っていくこととしており措置済み である。
P87	意見	防火水槽の水利 調査について （消防施設課）	さいたま市消防水利規程事務処理要綱にて規定する防火水槽の年4回の 水利調査が各消防署で必ずしも実施できていない状況である。 水利調査は、災害時に取水可能であることを確認する重要な手続である ため、実施率は100%となるべきであり、実際の運用も100%に近づくよう 努めるべきである。一方で、防火水槽の令和4年度の消防活動での使用件 数は9件であることや、他の政令市の実施状況も鑑みて、防火水槽の水利 調査の実施回数について再検討する余地があると考ええる。	消防局 総務部 消防施設課		済 （令和6年9月）	意見に関しては、令和6年1月に 防火水槽の水利調査の実施回数につ いて検討を行った。検討の結果、他 の政令市の実施状況と比較して、本 市は点検頻度が多いこと、また、点 検回数に比較して修繕件数は少ない ことから、令和6年3月13日付けで 「さいたま市消防水利規程事務処理 要綱」の改正（令和6年4月1日施 行）を行い、防火水槽等の消火栓以 外の水利の点検回数を年2回以上に 見直しており、措置済みである。

◆令和５年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和７年９月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P89	意見	消火栓の水利調査について （消防施設課）	水利調査にて求められている年2回の調査が実施されていない消火栓が生じている。 今後、使用件数の低い防火水槽の点検回数の見直しの要否も踏まえ、消火栓の水利調査の実施率についても改善を行う必要がある。	消防局 総務部 消防施設課		済 （令和6年9月）	意見に関しては、令和6年3月13日付けで「さいたま市消防水利規程事務処理要綱」の改正（令和6年4月1日施行）を行い、防火水槽等の消火栓以外の水利の点検回数を年2回以上に見直した。このことにより、消火栓の点検についても、より効率的に実施出来るため、消火栓の水利調査の実施率の改善を図ることとしており、措置済みである。
P89	意見	防火水槽敷地の貸借契約について （消防施設課）	防火水槽を私有地に整備している場合、土地に係る貸借契約が必要となる。担当者の説明によれば、有償の場合については、賃貸借契約書を3年に1度契約更新しているが、無償となっている場合には、使用貸借契約書を取り交わしているか不明なものもあるとのことであった。有事の際を考慮し、段階的に契約書の有無を確認し、可能な限り契約書を取り交わすことが望まれる。 また、防火水槽の令和4年度の消防活動での使用件数は9件であることや、防火水槽の維持や点検にかかるコストを勘案すると私有地に設置される防火水槽のうち、撤去の希望がある場合には必要に応じて整理や縮小の検討を行う余地があると考えられる。	消防局 総務部 消防施設課		済 （令和6年9月）	意見に基づき、段階的に契約書の有無を確認し、契約書を取り交わすこととする。なお、令和6年4月までに1件の契約書を取り交わしており、引き続き適正な事務手続きに努めることとする。 また、私有地に設置している公設防火水槽について、地権者より撤去の希望がある場合には、必要に応じて撤去を検討することとしており、措置済みである。
P90	意見	消防署員による防火訪問について （予防課）	さいたま市消防局では、住宅火災の発生防止と被害の軽減、また、火災による高齢者被害の低減を目的として、平成30年度から市内全域を対象として、平成30年度時点における高齢者の居住している世帯を対象に、消防職員による「防火訪問」を実施している。 本事業は、平成30年度から令和7年度までに実施する事業であり、令和7年度以降については同事業を継続させるのか、新たな事業を開始するのかは検討中となっている。 今後、消防局として引き続き事業を行っていく場合には、埼玉県介護支援専門員協会及びガス事業者との連携に加えて、高齢者の見守り等の福祉事業を実施している福祉局との連携についても検討することが望まれる。 検討に際しては、防火訪問のためのマニュアルも整備されているが、消防署員が対応すべき領域と消防署員でなくても対応できる領域を整理し、効率的・効果的に事業を実施できるよう人員の適正配置や部局間の応援や連携の在り方を検討願いたい。	消防局 予防部 予防課	○	対応中	意見に基づき、火災の発生防止と被害の軽減、火災による高齢者被害の低減を目的とした火災予防対策の在り方を検討した上で、令和8年度から、全市民を対象とした火災予防コンテンツ「住宅防火診断」を、さいたま市みんなのアプリ等のデジタル技術を活用して開設し、高齢者家庭を含む各家庭で自主点検を行い、火災予防対策を講じられる体制を構築することを検討している。これに伴い、現在実施している高齢者家庭防火訪問事業については、規模を縮小していくものの、引き続き、関係部局と連携し、危険度の高い高齢者家庭を対象に対面方式での訪問の実施を継続することを予定している。

◆令和5年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：消防事業の財務事務の執行について

（令和7年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P97	意見	さいたま市消防 力整備計画の進 捗状況について （消防企画課）	さいたま市消防力整備計画は、令和3年度から実施している計画であり、担当課へのヒアリングの過程で、計画の実行に日々努力邁進している状況は見受けられた。 一方、監査対象年度である令和4年度は、計画実施開始後2年しか経過していないため、計画策定当初から変更なく、進行中の計画が多い状況であるため、今後も引き続き、以下の事項にも留意して着実に計画を進めることが望まれる。 ・ 施設や車両や人員の整備計画などのように、定量的にKPIを設定することが比較的容易な計画ばかりではないことは承知しているが、そのような計画についても、例えば職員の行動計画を定量化するなど、極力KPIを設定することが望ましい。 ・ 特に、「10年後に目指す消防体制の理想像」を達成するための取組みについては、年度ごとのマイルストーンを設け、達成度合いを確認するなど、目標達成のための時間軸を明確にすることが望ましい。	消防局 総務部 消防企画課		済 （令和6年9月）	意見について、本計画は総合振興計画に付随する個別計画として策定しており、総合振興計画の実施計画において進行管理（1年ごとに目標設定と事業評価をしている）をしている。さらに、局内の重要事業実施状況管理として四半期ごとに目標を設定し、進捗管理をしていることから、現状のとおり着実に計画を進めることとし、引き続き適正に事務を行う。
P105	意見	さいたま市消防 団充実強化計画 の進捗状況につ いて （消防団活躍推 進室）	さいたま市消防団充実強化計画は、令和4年度から実行している計画であり、策定時から計画の実行に日々努力邁進している状況は見受けられた。 一方、監査対象年度である令和4年度は、計画実行後1年しか経過していないため、「令和4年度における実施状況・進捗状況」の各項目に記載のとおり、計画策定当初から変更なく、進行中の計画が多い状況であるため、今後も引き続き、以下の事項にも留意して着実に計画を進めることが望まれる。 ・ 施設や車両、人員の整備計画などのように、定量的にKPIを設定することが比較的容易な計画ばかりではないことは承知しているが、そのような計画（消防団活動のPR や処遇改善のための取組み等）についても、例えば職員の行動計画を定量化するなど、極力KPIを設定することが望ましい。	消防局 総務部 消防団活躍 推進室		済 （令和6年9月）	意見に関して、消防団充実強化計画の進捗管理については、総合振興計画に係る事業評価シートにより具体的な指標を用いて毎年度評価を行っていることから、現状のとおり着実に計画を進めることとし、引き続き適正に事務を行う。
P105	意見	さいたま市消防 団充実強化計画 の進捗状況につ いて （消防団活躍推 進室）	消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い使命感のもとに活動している一方で、生業、生活の一部を犠牲に活動している側面もある。 また、消防団員の高齢化による退団者の増加に反して、新規入団者が思うように伸びないジレンマがある。 消防局では、このような状況のもと、消防団員のモチベーションを増加させる、あるいは新規入団者にとって魅力的である処遇の改善や、日々PR活動に尽力するなど、入団員の増加につながる活動を行っているが、さらに入団者数増加を促進し、消防団員のモチベーションを高めるための施策として、消防団員として必要なスキルや資格取得費用の助成等制度の導入についても一考の余地がないか検討願いたい。	消防局 総務部 消防団活躍 推進室		済 （令和6年9月）	意見に基づき、消防団員として必要なスキルや資格取得費用の助成等制度として、準中型運転免許取得費用助成制度の策定に向けた検討を行うこととしたため、措置済みである。